

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
……………（福祉保健局少子社会対策部計画課）……………一

告示

○公共測量の実施（三件）……………一
……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一

○土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更認可……………二
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………二

○東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………三
……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………二
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二

○指定障害福祉サービス事業者の廃止……………六
……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………八

公告

規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年二月十五日
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。
第八条第一号中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に、「児童福祉事業」を「法第十三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める施設（以下「指定施設」という。）における相談援助業務（同号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「における児童福祉に関する事務」を「の内部組織における相談援助業務」に改め、同条第二号中「社会福祉に関する事業」を「指定施設における相談援助業務」に改める。
第三十二条第一号中「児童福祉事業」を「指定施設における相談援助業務」に、「における児童福祉に関する事務」を「の内部組織における相談援助業務」に改め、同条第二号中「社会福祉に関する事業」を「指定施設における相談援助業務」に改める。

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下「乳児院等の長」という。）として勤務して

いる者については、この規則による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

告示

●東京都告示第百五十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
令和四年二月十五日
東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都
二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
三 測量の区域 西多摩郡檜原村南郷及びあきる野市養沢各地内
四 測量の期間 令和三年九月二十七日から令和四年二月二十一日まで

●東京都告示第百五十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
令和四年二月十五日
東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都
二 測量の種類 公共測量（三級基準点及び四級基準点測量）

三 測量の区域 三鷹市北野三丁目、北野四丁目、給田五丁目、新川二丁目及び新川三丁目各地内

四 測量の期間 令和三年九月二十四日から令和四年二月十八日まで

●東京都告示第百五十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市向台町四丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月二十日から令和四年二月十五日まで

●東京都告示第百五十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき東京都計画事業渋谷駅街区土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の住所及び氏名
渋谷区南平台町五番六号
東急株式会社 取締役社長 高橋 和夫

新宿区西新宿六丁目五番一号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 村上 卓也

二 事業施行期間
平成二十二年十月十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区
渋谷区道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目及び東一丁目の各一部

四 事務所の所在地
渋谷区渋谷二丁目十七番三号渋谷アイビスビル六階

五 施行認可の年月日
平成二十二年十月十四日

六 変更の内容
事務所の所在地を渋谷区渋谷一丁目十二番一号カレイ
下渋谷宮益坂三階に変更する。

七 変更認可の年月日
令和四年二月十五日

●東京都告示第百五十五号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

区市 指定する区域
豊島区 上池袋一丁目地内
附 則

この告示は、令和四年三月十五日から施行する。

●東京都告示第百五十六号

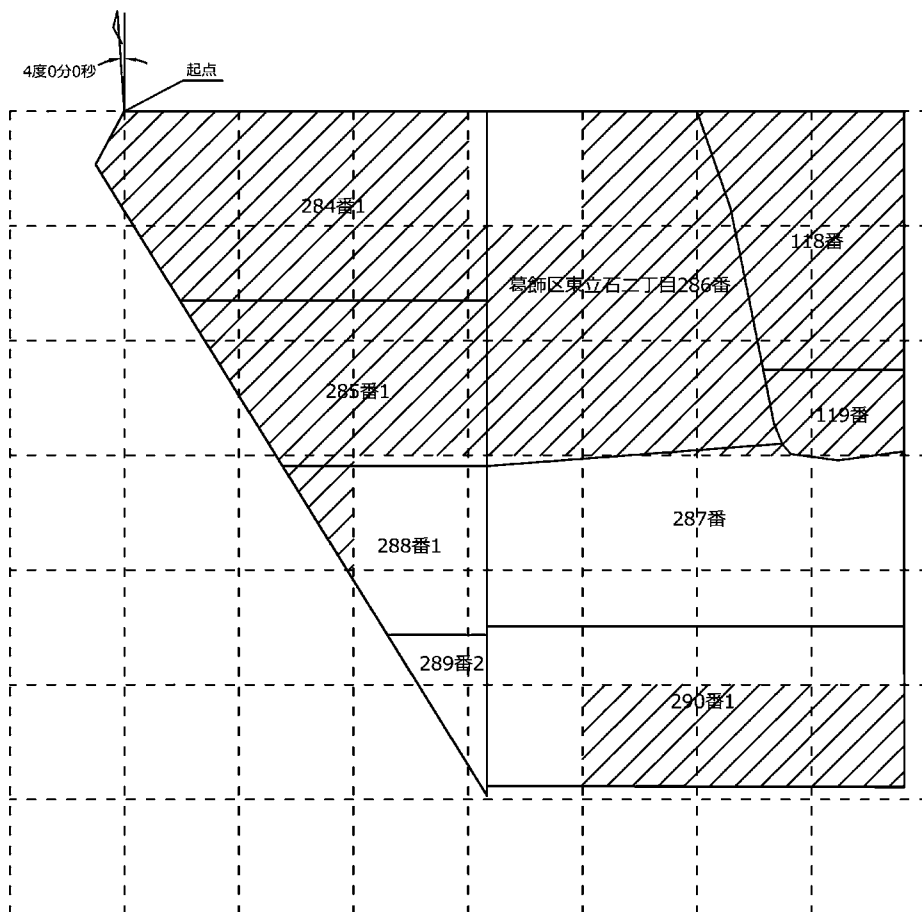
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区東立石二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例	
	調査対象範囲
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、葛飾区東立石二丁目284番1の最北端とする。

【格子の回転角度(4度0分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区芝浦一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 - - - : 単位区画
 ——— : 筆境界
 ■■■ : 敷地境界
 ▨▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点の位置は
 港区芝浦一丁目55番1の
 最北端とする。

【格子の回転角度 62度11分14秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十八号

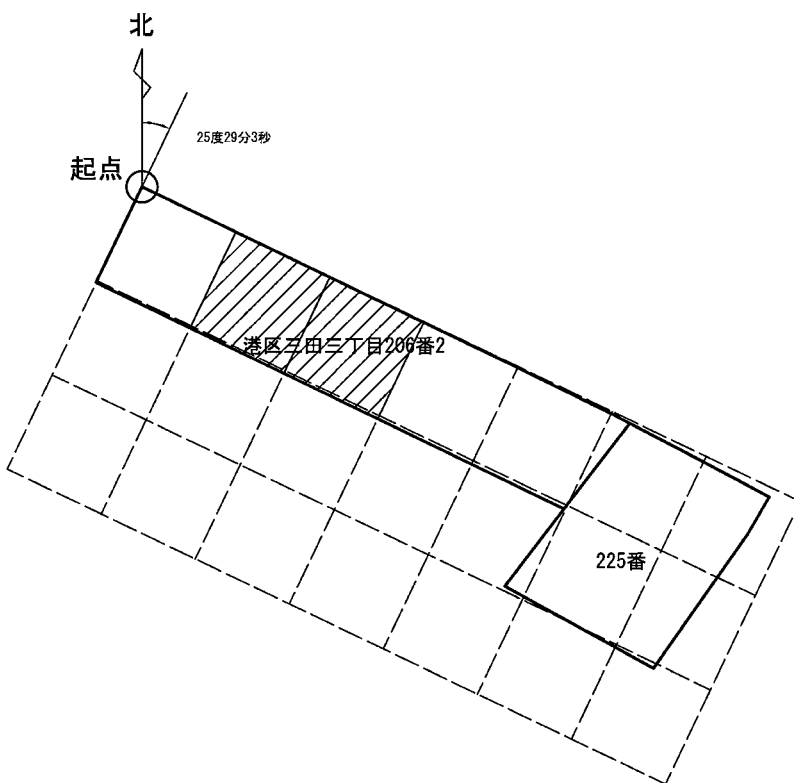
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区三田三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】
 --- 単位区画
 —— 筆境界
 —— 敷地境界
 ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、港区三田三丁目206番2の最北端とする。

【格子の回転角度（25度29分3秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

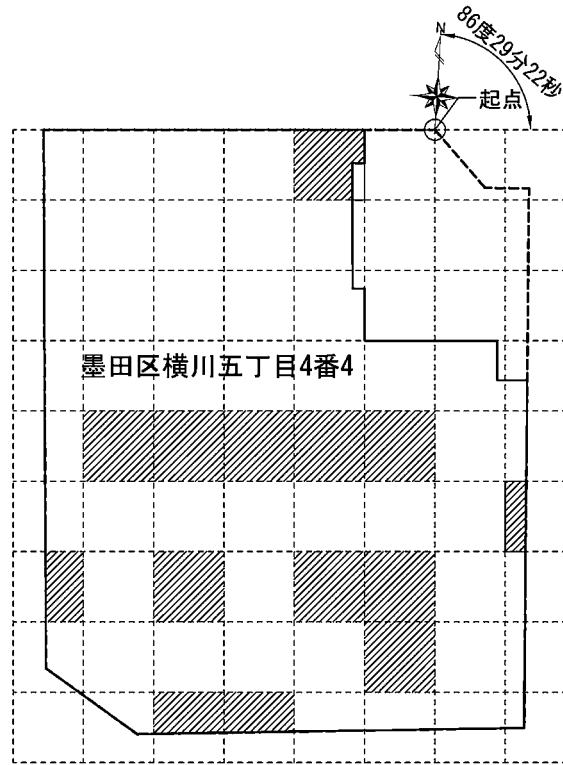
令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区横川五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 筆境界
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域
- [- - -] 単位区画

【起点】

起点は、墨田区横川五丁目4番4の
最北端とする。

【格子の回転角度（86度29分22秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向
及び南北方向に引いた線並びにこれらと平
行して10m間隔で引いた線により構成されて
いる格子を、起点を中心として右回りに回
転させた角度を示す。

●東京都告示第百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ゆい	ヘルパーステーションたんぽぽ	三鷹市大沢1-10-4 グリーンハウス202	令和3年10月31日
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト品川	品川区大崎5-8-5 グリーンプラザ五反田第2-106	令和3年12月31日
株式会社のぞみ	訪問介護事業所 のぞみ	大田区東雪谷1-3-2 山本ビル101	同日
有限会社ライズケア・チーム若草	有限会社ライズケア・チーム若草	板橋区赤塚1-29-17 シャトープラン105	同日
合同会社アブローズ	アブローズ・ケア小岩店	江戸川区西小岩4-3-2 菜乃木コーポラス201	同日
株式会社スティング・プラス	訪問介護ステーション アラジン	江戸川区瑞江2-25-4 倉持ビル101	同日
株式会社ヴァリュウ	株式会社ヴァリュウ ファーストケア	青梅市長瀬6-483-4 ダイユーマンション1階	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ゆい	ヘルパーステーションたんぽぽ	三鷹市大沢1-10-4 グリーンハウス202	令和3年10月31日
株式会社FIT西片	フィット西片ケアサービス	文京区白山1-6-5 シルバープラザ白山104	令和3年12月31日
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト品川	品川区大崎5-8-5 グリーンプラザ五反田第2-106	同日
株式会社のぞみ	訪問介護事業所 のぞみ	大田区東雪谷1-3-2 山本ビル101	同日
有限会社ライズケア・チーム若草	有限会社ライズケア・チーム若草	板橋区赤塚1-29-17 シャトープラン105	同日
合同会社アブローズ	アブローズ・ケア小岩店	江戸川区西小岩4-3-2 菜乃木コーポラス201	同日
株式会社スティング・プラス	訪問介護ステーション アラジン	江戸川区瑞江2-25-4 倉持ビル101	同日

サービスの種類 同行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社佐々木山恵事務所	訪問介護センター花	西東京市下保谷1-7-22	令和3年12月31日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社イグレックコーポレーション	オーベルジュばざば・フレール	板橋区高島平7-35-16 春日ビル1階	令和3年11月30日
株式会社ゆいソサエティ	いちごテラス町田常盤町	町田市常盤町3191-1	令和3年12月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人めぐみの	就労支援施設すずかぜ・橋瀬	見立区橋瀬1-33-14 アークステージ橋瀬2階	令和3年12月31日

サービスの種類 就労継続支援A型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人未来空間ぼむぼむ	ぼむの樹	葛飾区青戸5-2-9 青戸ハイツ101、103	令和3年12月31日

サービスの種類 就労継続支援B型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人すまいるフラワー	すまいるフラワー	世田谷区給田4-10-19 ストレンジジャイズM1階	令和3年12月31日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人三沢福祉会	スモールステップ	日野市三沢3-41-6	令和3年4月25日
株式会社黒たまごジャパン	みらいのたね東京	小金井市東町4-20-22 第一中谷ビル2・3階	令和3年11月30日
株式会社ゆづりソサエティ	いちごテラス町田常盤町	町田市常盤町3191-1	令和3年12月31日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年二月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 池袋スクエア
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目十四番一号
- 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号
- 五 変更前の設置者住 中央区八重洲一丁目二番一号
- 六 変更後の設置者住 千代田区丸の内一丁目三番三号
- 七 変更日 令和三年十一月二十二日
- 八 届出日 令和四年一月二十六日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和四年二月十五日から同年六月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十一 縦覧時間

発行所 東京都印刷株式会社
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 郵便番号 113-0001
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

